

あいち子育て女性再就職サポートセンター運営事業 企画提案書募集要項

1 事業目的

国の機関の調査によると、出産を機に離職する女性は減少しているものの、2021年時点でも、第1子出産前に就業していた女性の約3割が出産を機に離職している。そうした女性たちが、育児が一段落する等により再就職を考えたとき、育児期のブランクによる不安感から、一步を踏み出せないケースが多くみられる。

こうした状況に対応するため、愛知県では平成26年5月に「あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）」を愛知県産業労働センター内に開設し、相談・カウンセリングや出張相談を実施し、きめ細やかな支援を実施してきたところである。

令和3年度からはオンラインでの相談対応も可能としており、引き続き、出産、育児等を機に離職した女性の再就職を支援するため、次のとおり本事業を実施する。

2 事業の内容（詳細は、別添1仕様書を参照してください。）

- (1) 相談・カウンセリング業務
 - (ア) 窓口相談・カウンセリング業務
 - (イ) 出張相談・カウンセリング業務
- (2) 周知・広報などセンターの管理業務

3 委託の方法

事業実施に当たっては企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と、事業仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額上限は11,977,753円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払い方法は原則として精算払いとします。

ただし、事務の遂行に必要な場合は、資金計画に基づき、実情を勘案して契約金額の一部又は全部を概算払いにより支払うことができます。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす者

- (1) 愛知県内に事業所を有している法人又は法人以外の団体
- (2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度の間）に類似事業を受託し、求職者への就労支援の履行実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4〈一般競争入札の参加者の資格〉の規定に該当しないこと。

- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の受付期間に受けていないこと。また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団若しくは、暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 応募方法等

(1) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須要件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 日時

令和5年3月2日(木) 午前10時30分から午前11時まで

イ 場所

愛知県自治センター 5階 第四会議室
名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

ウ 参加申込方法

以下のとおり電子メールで行ってください。

- ・申込期限：令和5年3月1日(水) 正午
- ・件名は「あいち子育て女性再就職サポートセンター運営事業説明会の参加申込み」としてください。
- ・本文中に次の1～3を記載してください。
 1. 貴社(団体)名(個人の場合は「個人」と記載してください。)
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先(電話番号、電子メールアドレス)
- ・申込先：愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
電子メール：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

エ その他

説明会において使用する募集要項及び仕様書、企画応募書等は各自御持参ください。

(2) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書等作成要領」を参考に必要書類を作成し、持参、郵送(配達証明に限る。)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)により提出してください。

ア 提出書類

- ・企画応募書(別紙様式1)、企画提案書
簡潔、明瞭に記載すること。
- ・経費積算内訳書
- ・応募者の概要が分かるもの(企業案内等)
- ・定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
- ・貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する会計書類(直近1年分)
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類(別紙様式2)

- ・事業実施体制及び類似事業の受託実績（別紙様式3）
- ・納税証明書（国税、県税）

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

ウ 提出仕様

A4判 縦置き横書き左綴じ（A3判を使用する時は3つ折りにすること）

エ 提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時（必着）

※直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

※Eメール及びFAXによる応募は受け付けない。

※提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

オ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

カ 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱います。

- ・採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

キ その他

- ・企画提案に要する費用は応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。

(3) 応募に関する問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

担当：上田、堀

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6360（ダイヤルイン）

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、愛知県で書面審査により3案程度を選定した後、愛知県が設置する審査委員会において面接審査を行い選定します。審査委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

審査委員会では、企画提案書等の内容について1事業者15分間程度のプレゼンテーションを実施していただきます。時間、場所、留意事項等は、令和5年3月15日（水）までに通知します。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によってはプレゼンテーションを実施しないこともありますので御留意ください。その際には別途通知します。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア 実施体制

- ・本業務の目的に沿った適切な対応ができる能力・経験を有する相談員（キャリアカウンセラー等）を確保できるか
- ・相談者に対する継続的支援が適切に実施できるか

イ 相談・カウンセリング業務

(ア) 窓口相談・カウンセリング業務

- ・実施方法は適切であるか（オンラインへの対応方法を含む）

(イ) 出張相談・カウンセリング業務

- ・関係機関と連携し、適切に実施できるか（オンラインへの対応方法を含む）
- ・愛知県が示す出張先（県内市町村）以外でも独自に出張先を確保できる見通しが立っているか
- ・参加者を適切かつ確実に募集し、確保できる見通しが立っているか

(ウ) 共通事項

- ・関係機関と連携し、適切な情報収集を行うとともに、相談者に提供できるか
- ・感染症対策を適切に実施することができるか

ウ 周知・広報業務などセンターの管理

- ・対象者へのセンターの周知方法は適切であり、関係機関と連携をして利用が促進されるような工夫がされているか
- ・託児スペースは、快適で安全性に配慮したものとなっているか（感染症対策を含む）
- ・利用者のフォローアップや個人情報管理は、適切に実施が見込めるか
- ・職員の配置・シフトは適切であるか
- ・事業全体を通し、効果的に実施できる体制が整っているか。また、進行スケジュールは適切であるか

エ 過去の同種の事業の実績等

オ 社会的価値の実現に資する取組をしているか

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか
- ・自動車エコ事業所の認定を受けているか
- ・障害者法定雇用率を達成しているか
- ・協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用があるか
- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか
- ・女性の活躍促進宣言を提出しているか
- ・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録があるか
- ・あいっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか
- ・くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）を受けているか
- ・愛知県健康経営推進企業の登録があるか

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

9 質疑

本事業に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

- (1) 質問書の様式
任意様式による。
- (2) 提出期限
令和5年3月6日（月）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループに電子メールで提出してください。件名は「あいち子育て女性再就職サポートセンター運営事業に関する質問」としてください。
電子メールアドレス：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp
- (4) 質問への回答
令和5年3月7日（火）までに愛知県WEBサイトに掲載します。個別には回答しません。

10 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|--------------|
| 令和5年3月 2日（木） | 説明会の開催 |
| 3月 6日（月） | 質問書の提出期限 |
| 3月 7日（火） | 質問書に対する回答の公表 |
| 3月10日（金） | 企画提案書の提出期限 |
| 3月 下旬 | 委託先の決定 |
| 4月 1日（土） | 契約 |

11 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業の経過内容全般を常に把握している担当者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に愛知県と連絡調整を行うこと。
- (2) 著作権を始め、本事業の成果物における一切の権利は、愛知県に帰属すること。
- (3) 委託事業に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (5) 本公募は、令和5年2月定例愛知県議会での令和5年度当初予算成立が前提となる。